

前市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する

第三者追加調査報告 補助資料

第1章 調査の目的

受託者：弁護士2名、一級建築士1名

うち1名(木村弁護士)が、調査計画の作成、調査報告書の作成を担う。

目的：(前回調査と同内容)

各公共施設関連工事に係る前市長によるやり直し指示の有無及び当該指示が認められた場合には当該工事の執行の妥当性を確認するため、その経緯及び金額、また予算執行、工事代金の流れ等について関係書類及び関係者を調査し、公正中立な立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の究明、把握及び認定、報告書(再発防止策等の提言(令和6年6月27日付け「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」において提言済のものを除く)を含む。)の作成等を行うこと。

対象：(市議会からの調査依頼と同内容)

- ・やまと公園「令和2年度以降の大規模改修工事に係る部分」
- ・こどもの城「全体」

第2章 調査の方法

- ・現地調査(令和6年11月および12月)
- ・関係記録の精査(令和6年11月～令和7年2月)
- ・関係者のヒアリング(令和7年1月)

職員4名、事業者1名(前市長へのヒアリングは不要と判断)

※市役所での会議12回のほか、各受託者がそれぞれの事務所でも調査を実施。

第3章 認定した事実

対象施設	確認事項	認定事実
やまと公園 大規模改修 工事	変更契約その1	・不合理な変更、説明困難な変更等は認められない。
	変更契約その2	・工事の進捗に伴った必要な変更と見ることができる。
	付帯工事契約	・不必要な工事が行われた形跡はない。
	前市長と職員等との打ち合わせ記録等	・工事に与えた影響は確認できず、また合理的理由のない変更指示とまでは言えない。
やまと公園 内休憩所の 建設工事	各種変更契約	・比較的軽微な変更にとどまる。
	前市長からの指示や意見	・不合理なものとは認められない。
こどもの城 建設工事	第1回変更契約	・工事上の問題はなく、変更の理由や内容についても特に問題はない。
	第2回変更契約	・問題となるやり直しはなかったと見てよい。 ・ただし、「図書コーナー本棚の塗り直し」という項目がある。

第4章 認定した事実に基づく受託者の意見

対象施設	受託者の意見
やまと公園 大規模改修 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・打ち合わせ記録等を精査する限り、前市長の指示等により、合理的理由のないやり直し工事が行われたり、そのために費用が増加したり、工事が遅延したという事実は認められない。 ・担当職員が、前市長の本工事に関する思い入れが強いことや前市長から細かな指示が契約や工事の時期に関係なくあることを十分に理解し、前市長との事前の綿密な打ち合わせを実施しながら進めてきたことが不合理な工事のやり直し指示を防げた最大の原因であると思料する。 ・調査特別委員会への対応や、一部マスコミからの取材など、前回の第三者調査で問題となった事項が徐々に顕在化しつつあった時期であり、前市長はそのことを気にしていたことがうかがえる。
やまと公園 内休憩所の 建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・前市長の不合理な変更指示によるやり直し工事はない。 ・その大きな原因として、担当職員が事前に綿密に前市長との打ち合わせをしたこと並びに前市長との打ち合わせに最初から専門家を立ち合わせたことが考えられる。
こどもの城 建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・やまと公園の大規模改修工事や休憩所建築工事同様、担当職員が事前に綿密に前市長との打ち合わせをしたことや前市長との打ち合わせに最初から専門家を立ち合わせていたことが適正に工事が行われた大きな要因であると思われる。 ・ただし、図書コーナー本棚の塗り直しという項目がある。塗り直された本棚は特定できたが、塗り直しの理由や前市長の指示によるものであったかどうかについて認定することはできなかった。